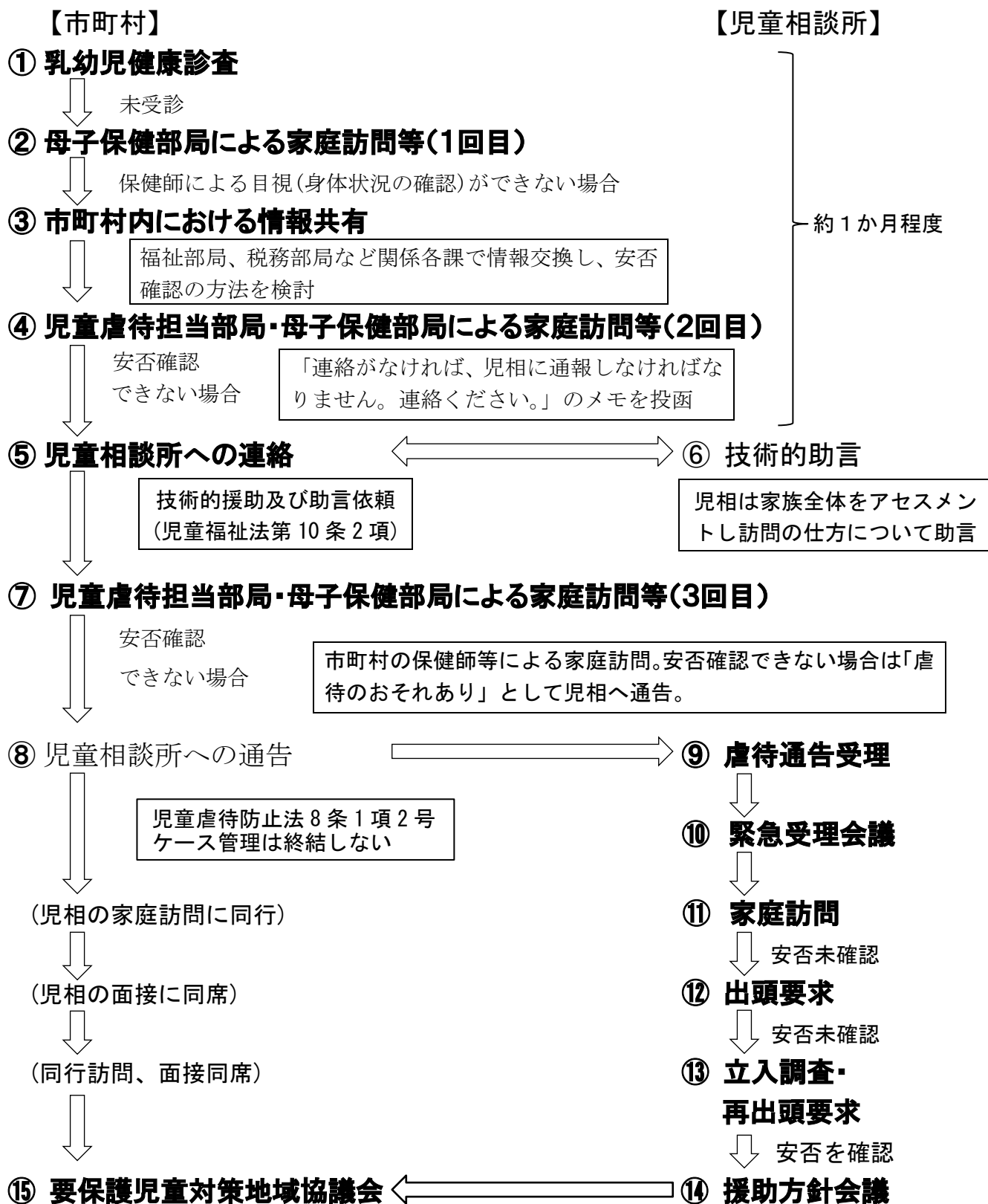


乳幼児健診未受診者に対する受診勧奨のためのルール 「福岡ルール」

※太字は主担当機関を表している。



児童相談所は、⑨虐待通告受理の後、速やかに安否確認(⑩から⑬)を行う。安否確認後、⑭援助方針会議において、市町村からの情報等を踏まえ、児童や家庭の状況等のアセスメントを行い、援助方針(一時保護、在宅での児相による見守り、在宅での市町村での見守り)を決定する。

市町村の見守りとなった場合、市町村は、⑮要保護児童対策地域協議会において、児童相談所の援助方針を踏まえ主担当機関や支援内容等を決定する。